

計画調査編 一部改定(平成30年4月1日適用) 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">決定額 565 円 (最小有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)</p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位 (小数第3位四捨五入) まで算出する。</p> <p>(5) 金額 各構成要素の金額 (設計数量×単価) は1円単位 (1円未満切り捨て) とする。</p> <p>(6) 雑品 (地質調査業務についてのみ) 雑品は、個々の歩掛りに示された割合を計上することとし、1円単位 (1円未満切り捨て) とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数 ($\alpha / (1 - \alpha)$ など) の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位 (小数第3位四捨五入) まで算出する。</p> <p>(10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする (ただし、業務価格が50万円未満の場合は1,000円単位)。10,000円 (1,000円) 単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>2-3 設計表示単位</p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の (2) 設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字 1 桁 (有効数字 2 桁目四捨五入) の数量を設計表示単位とする。 3) (2) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は 1 式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。 	<p>第1編 総則</p> <p style="text-align: center;">決定額 565 円 (最小有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)</p> <p>(4) 補正係数及び変化率 補正係数及び変化率は、小数第2位 (小数第3位四捨五入) まで算出する。</p> <p>(5) 金額 各構成要素の金額 (設計数量×単価) は1円単位 (1円未満切り捨て) とする。</p> <p>(6) 雑品 (地質調査業務についてのみ) 雑品は、個々の歩掛りに示された割合を計上することとし、1円単位 (1円未満切り捨て) とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数 ($\alpha / (1 - \alpha)$ など) の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位 (小数第3位四捨五入) まで算出する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(10) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 (10,000円単位で切捨て) するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> </div> <p>2-3 設計表示単位</p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の (2) 設計表示単位一覧のとおりとする。 2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字 1 桁 (有効数字 2 桁目四捨五入) の数量を設計表示単位とする。 3) (2) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。 5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は 1 式を原則とする。 6) 契約数量は設計計上数量とする。 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。 8) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。
I - 2 - ② - 4	I - 2 - ② - 4